

国官技第 129 号
国官総第 47 号
国営管第 128 号
国営計第 64 号
国港技第 35 号
国空予管第 325 号
国空空技第 110 号
国空交企第 89 号
令和 8 年 6 月 16 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長	殿
各地方整備局	企 画 部 長	殿
	営 繕 部 長	殿
	港湾空港部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営 繕 部 長	殿
	港 湾 空 港 部	港湾建設課長 殿
		空港・防災課長 殿
各地方航空局	総 務 部 長	殿
	空 港 部 長	殿
	保 安 部 長	殿
各航空交通管制部	次 長	殿
	総務管理官	殿
国土技術政策総合研究所	企 画 部 長	殿
	管理調整部長	殿

国土交通省
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
(公 印 省 略)

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

国土交通省では、昨今の中東情勢の変化に伴うナフサを由来とする建設資材につい

て、供給の偏りや流通の目詰まりの解消に努めているところ。

今般、受注者が安心して施工・受注できる環境を整備する観点から、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）について、代替資材を調達した場合や流通経路の見直しによる調達をする場合等に、これらの調達変更により必要となる経費（以下、「別途調達経費」）を設計変更により計上する運用を、下記のとおり実施することとしたので通知する。

記

1. 対象工事

国土交通省直轄工事とする。

2. 調達検討資材

ナフサを由来とする建設資材とする。

3. 設計変更の流れ

(1) 発注者は、あらかじめ対象工事に含まれる調達検討資材を確認し、必要に応じて調達検討資材の設計条件を設計図書に示すものとする。なお、受注者から調達検討資材に関する追加等の協議があった場合には、発注者は、調達検討資材に該当するか否かを確認の上、設計図書に反映すること。

(2) 調達検討資材について、別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議することを基本とする。ただし、調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

(3) 受注者から、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）の提出があった場合には、その別途調達経費を基に設計変更（必要に応じて工期変更）を行うものとする。

4. 適用

本通知は、令和8年6月16日以降に入札契約手続きを開始する工事に適用する。

なお、令和8年6月15日以前に入札契約手続きを開始した工事（既契約工事を含む）については、受発注者間で協議が整ったものから適用する。